議案第1号

行政不服審査法施行条例

上記の議案を提出する。

平成28年3月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

行政不服審查法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。 以下「法」という。)第81条第1項の規定に基づき設置する瑞 穂町行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営 その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属する事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をす

ることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた 識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 4 町長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを 解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(委員の守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が 欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画部において処理する。

(手数料等)

- 第8条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第 4項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第81条 第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例 で定める手数料は、無料とする。
- 2 法第38条第1項(法第9条第3項で読み替えて適用する場合 及び他の法令において準用する場合を含む。)又は法第81条第 3項の規定において準用する法第78条第1項の規定による交付 を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付を受けるために要す る費用を負担しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(罰則)

第10条 第5条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50 万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4 条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月31日までとす る。